

住居確保給付金 ～家賃補助のしおり～



令和8年7月～

三郷市

住居確保給付金とは

離職や自営業の廃業、または本人の責めに帰さない理由で就業機会が減少したこと等で、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方を対象として、家賃相当分の給付金を支給するとともに、ふくし総合支援課ふくし総合相談室（以下「ふくし総合相談室」）による就労支援等を実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給要件について

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等又は本人の責めに帰さない理由で困窮し、住居を喪失した又はそのおそれがある。
- ② 以下のいずれかに該当する。
 - 1.申請日において、離職、廃業の日から2年以内である。（疾病、負傷、育児その他やむを得ないと認める事情の場合は最長4年）
 - 2.給与等を得る機会が当該個人の責に帰すべき理由・当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある。
- ③ 離職等の前に、申請者が主たる生計維持者であった。
（注）離職等の前に主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。
- ④ 申請日の属する月の世帯全員の収入の合計額が、次の表で示す収入基準額以下である。（就労収入のほか年金等の収入も含む）

世帯人数ごとの収入基準額

世帯人数	収入基準額（基準額＋実際の家賃額）	
単身	基準額 89,000円＋家賃額（上限43,000円）	132,000円
2人	基準額131,000円＋家賃額（上限52,000円）	183,000円
3人	基準額157,000円＋家賃額（上限56,000円）	213,000円
4人	基準額194,000円＋家賃額（上限56,000円）	250,000円
5人	基準額232,000円＋家賃額（上限56,000円）	288,000円

- ⑤ 申請日の属する月の世帯全員の金融資産の合計額が、次の表の金額以下である。

世帯人数ごとの資産基準額

世帯人数	金融資産
単身	534,000円
2人	786,000円
3人	942,000円
4人以上	1,000,000円

- ⑥ ハローワーク等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの）をめざした求職活動を行う。

（注）事業再生を目指している方でも、経営相談先の判断によっては常用就職を目指した活動を求めることがあります。

求職活動要件について

受給月数	あなたの状態	必要とされる求職活動要件			
		①	②	③	④
初回申請 1～3か月 延長 4～6か月	離職・廃業 休業等（就労 を目指す者）	企業応募 （原則週1回以上）	ハローワーク 相談（月2回以上）	自立相談支援 機関（ふくし 総合相談室） での相談（月 4回以上）	プランに沿った活動
	休業等（事業 再生を目指す者）	収入増加を図る 取組（月1回以上）	経営相談先相談（原則月1回）		
再延長 7～9か月	全ての者	企業応募 （原則週1回以上）	ハローワーク 相談（月2回以上）		

- ⑦ 国の雇用施策による給付及び、地方自治体等が実施する類似の給付等を申請者および生計を一にしている方いずれもが受けていない。

（注）職業訓練受講給付金の併用は可能。

- ⑧ 世帯全員のいずれもが暴力団員ではない。

支給額等について

① 支給額

- 世帯収入額が基準額以下の場合、「支給上限額」または「実家賃額」の低い方を支給します。
- 世帯収入額が基準額を超える場合、家賃額－（世帯収入額－基準額）により算出される額を支給します。

世帯人数ごとの基準額と支給上限額

世帯人数	基準額	支給上限額
単身	89,000円	43,000円
2人	131,000円	52,000円
3人	157,000円	56,000円
4人	194,000円	56,000円
5人	232,000円	56,000円

（注）家賃額が支給額を上回る場合、その差額については自己負担になります。貸主等と調整のうえ、お支払いください。

② 支給方法

市から家主や不動産会社等への代理納付

③ 支給期間

3カ月間

（一定の要件を満たす場合は3カ月ごとに延長可能、最大9カ月）

申請時の必要書類について

- ① 生活困窮者住居確保給付金支給申請書
- ② 住居確保給付金申請時確認書
- ③ 本人確認書類の写し ※顔写真のないものは2点提出
例：運転免許証（運転経歴証明書）、マイナンバーカード、
印鑑登録証明書、健康保険資格確認書、在留カード、
各種福祉手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）、国民年金手帳、母子健康手帳
- ④ 離職等又は収入減少を証明する書類
＜離職または廃業の場合＞
例：離職票、雇用保険受給資格者証、退職証明書、廃業届
＜収入減少の場合＞
例：減少する前後のシフト表、休業を命じる書類（メール）
- ⑤ お住まいの賃貸借契約書の写し
- ⑥ 入居住宅に関する状況通知書
- ⑦ 世帯全員の申請月の収入が分かる書類の写し
例：給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、
手当等金額の確認できる書類、
年金を受けている場合は年金振込通知書（年金額改定通知書）、
雇用保険の失業給付等を受けている場合は雇用保険受給資格者証
- ⑧ 世帯全員の申請日時点の資産が確認できる書類の写し
例：預貯金通帳

（注）以下の書類も必要となる場合があります。

- ・ハローワーク受付票
- ・求職申込み・雇用施策利用状況確認票

支援が決定するまでの流れ

① 住居確保給付金の支給申請

必要書類を揃えて、申請書を提出してください。

（注）申請後、追加で書類の提出を求める場合があります。審査・決定に必要な書類は申請日から30日以内にご提出ください。
また、期限内に提出できない場合は必ずご連絡ください。
連絡がない場合や、正当な理由なく期限までに提出がなかった場合は不支給となります。

② 住居確保給付金の審査・決定

- 受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」を交付します。
- 入居している住宅の家主または不動産会社等に「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを提出してください。

（注）受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」を交付します。その際はご自身で入居している住宅の不動産業者等に不支給となった旨を連絡してください。

受給中の義務について

それぞれの求職要件に応じた活動を行ってください。

① 「離職・廃業」「休業等（就労を目指す者）」の求職活動要件

- ・ふくし総合相談室での面接等の支援（月4回以上）
→職業相談状況を確認
- ・ハローワーク相談（月2回以上）
→「職業相談確認票」で確認
- ・求人先への応募・面接（週1回以上）
→「常用就職活動状況報告書」で確認

（注）ハローワークの他に求人サイトや求人情報誌なども活用して下さい。

② 「休業等（事業再生を目指す者）」の求職活動要件

- ・ふくし総合相談室での面接等の支援（月4回以上）
→経営相談状況を確認
- ・経営相談（原則月1回以上）
→経営相談先に相談して「自立に向けた活動計画」を作成
「自立に向けた活動状況報告書」の提出
- ・給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組
（月1回以上）

③ 上記に加えて、ふくし総合相談室担当者が策定した支援プランに記載された就労支援を受けてください。

④ 常用就職に関わらず就労収入がある場合や、公的年金等を受け取っている場合には収入額を確認できる書類を毎月提出してください。

延長について

支給期間が終了する際に、支給要件を満たしていれば3カ月ごとに延長が可能です。延長を希望する場合は、決定した支給期間の最終月に、その月の世帯全員の収入と預貯金分かる書類を準備して、ご相談ください。

支給額の変更について

① 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。

- 住居確保給付金の支給対象住宅の家賃額が変更された場合
- 収入があることから一部支給を受けていた方であって受給中に収入が減少し基準額以下に至った場合
- 受給者の責によらず転居せざるを得ない場合や、ふくし総合相談室の指導により市内での転居が適当であると判断され、転居の結果、家賃額が変更となる場合

② 支給額を変更する場合には別途申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明できる書類を準備して、ご相談ください。

支給を中止する場合について

以下のいずれかに該当する場合は、支給を中止します。

- 求職活動要件に応じた活動を行わない場合
- ふくし総合相談室が策定した支援プランに従わない場合
- 受給中に常用就職し、就労により得られた収入が一定額を超えた場合
（注）原則として収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止
- 受給中に常用就職したこと及びその就職による収入の報告を怠った場合
- 住宅を退去した場合
（家主からの要請の場合、ふくし総合相談室の指示による場合を除く）
- 支給決定後、虚偽の申請等不適切な受給に該当することが明らかになった場合
- 受給者及び受給者と同一の世帯に属するものが暴力団員と判明した場合
- 拘禁刑以上の刑に処された場合
- 生活保護を受給した場合
- 上記の他、受給者の死亡等、支給することができない事情が生じた場合

（注）支給を中止する場合には「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

収入・資産の調査について

住居確保給付金の支給に関して必要な範囲で、収入又は資産の状況について、官公署、銀行、事業主等に対して資料の提供や報告を求めることがあります。また、居住する賃貸住宅の家主等に入居状況について報告を求めることがあります。

住居確保給付金の返還について

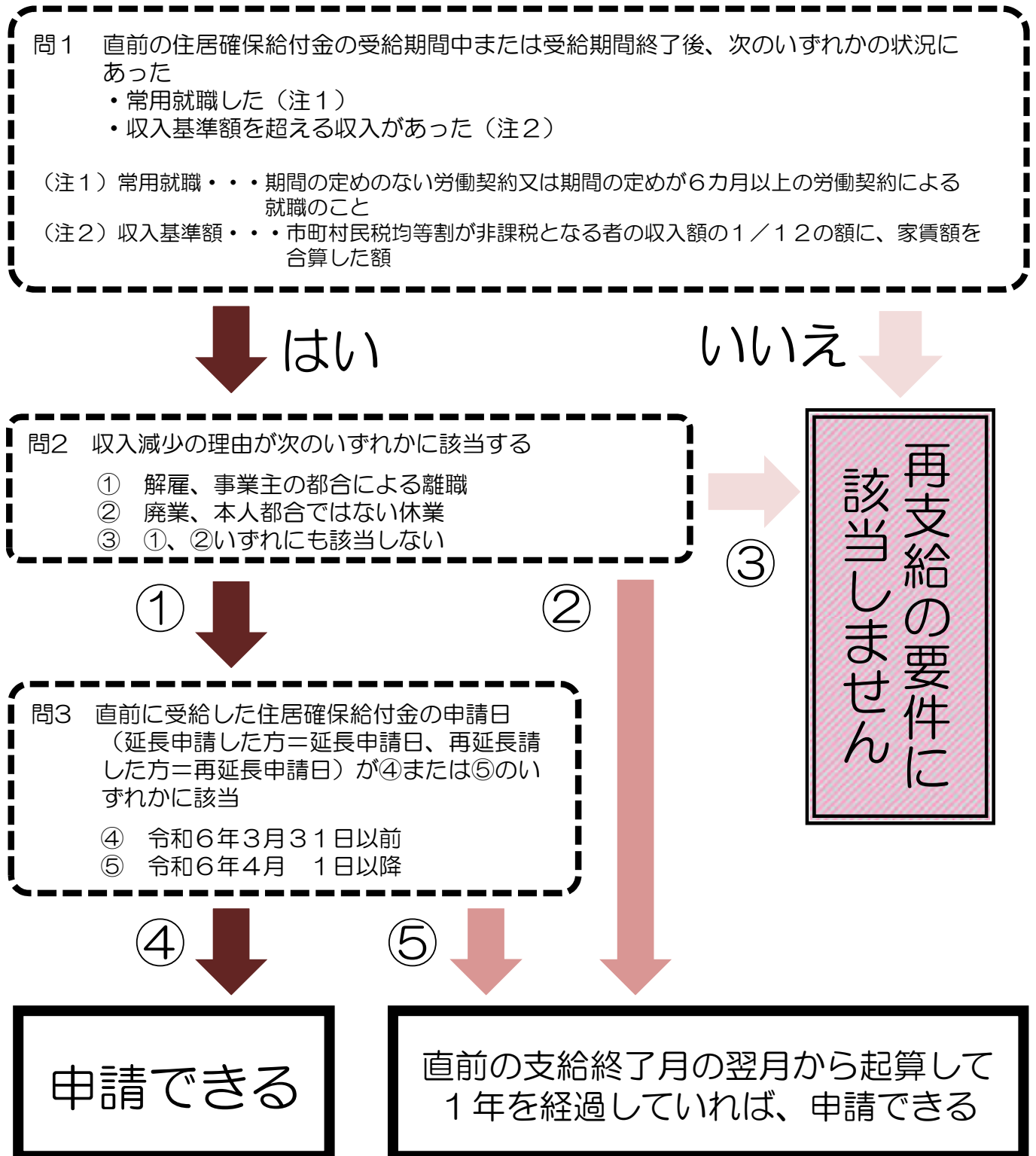
住居確保給付金の受給後に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合は、既に支給した給付について返還を求めることがあります。

生活費が必要な方は

社会福祉協議会では、住居確保給付金受給中の生活費の準備が困難な方を対象とした、「生活福祉資金貸付制度（総合支援資金）」があります。利用するためには要件がありますので、詳細は三郷市社会福祉協議会へお問い合わせください。

再支給について

住居確保給付金の支給終了後、要件を満たした場合、再支給を受けることが可能です。以下のフローチャートにてご確認ください。



お問い合わせ

埼玉県三郷市役所 福祉部ふくし総合支援課 ふくし総合相談室

〒340-8501 三郷市花和田648番地1

電話番号：048-930-7823（直通）

ファクス：048-953-8311

メール：fukushisoudan@city.misato.lg.jp

受付時間：午前8時45分～午後4時30分（土日・祝日、年末年始を除く）